

安全運転管理者等の届出が変わりました！

主な変更点

令和4年1月4日から

- 届出書の提出部数が、**1通**になりました。
- 安全運転管理者証、副安全運転管理者証の交付を廃止**しました。



選任届出に必要な書類		
	安全運転管理者	副安全運転管理者
安全運転管理者に関する届出書	1通	
副安全運転管理者に関する届出書		1通
運転管理経歴証明書	1通	どちらか1通
運転免許証の写し (表面及び裏面)	どちらか1通	
住民票又は戸籍抄本		1通 (免許の写しがあれば不要)
運転記録証明書	1通	1通

※自動車運転代行業の安全運転管理者等の届出は住民票は必要です(運転免許証の写しは不可)。但し、届出人の個人番号カード(通称マイナンバーカード)で本人であることを確認できる場合には、住民票の提出を省略できます。

令和4年1月4日から警察行政手続サイトからの申請も可能となりました。



栃木県警察／安全運転管理者等に関する申請手続き
([tochigi.lg.jp](http://www.pref.tochigi.lg.jp))

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/n27/tetuzuki/ankan.html>

郵送受付について

◎ 管轄の警察署に關係書類を郵送することで
選任・解任又は届出事項変更の届出が可能です。



- 1 必要書類を封筒に入れてください。
※ 必要書類が足りない場合は追加で郵送していただくこととなります。
特に、**運転免許証の裏面のコピー**を忘れないように注意してください。
- 2 下記の封筒記載要領を参考にして、事業所の所在地を管轄する警察署に郵送してください。

表 面

裏 面

切手

□□□□ - □□□□

事業所の所在地を管轄する警察署の住所

〇〇警察署 交通課

安全運転管理者 担当 行

申請する事業所の住所

事業所名

ご不明な点は、栃木県警察本部 交通企画課
☎ 028-621-0110 (内線5023)
028-623-3798 (直通)
までお問い合わせください